

特定非営利活動法人 大阪ライフサポート協会

ボランティアスタッフ規約

第1条（定義）

特定非営利活動法人 大阪ライフサポート協会（以下「当協会」という。）は、ボランティアスタッフ（以下「スタッフ」という。）に関する規約を定める。

第2条（目的）

当協会は、国民の健康で安全な社会生活に寄与する為に、救急処置に関する教育を通じ、医療技術・知識の普及、啓発活動、情報提供、相談、支援事業を行うことを目的とし、スタッフはその活動を支援し、円滑な運営、快適なサービス提供を行うものとする。

第3条（ボランティアスタッフの種類）

- 1 本規約で定めるスタッフとは、以下のとおりとする。
 - アシスタントインストラクター
 - プレインストラクター
 - 認定インストラクター（以下「インストラクター」という）
 - 認定ディレクター（以下「ディレクター」という）
 - その他、当協会の活動に参加するボランティアスタッフ
- 2 いかなる者も、スタッフとして登録されないうち（登録が抹消された場合を含む。）は、当協会の事業活動に携わることはできないものとし、当協会から要請があった場合には直ちに当協会の活動に対する関与行為を止めなければならない。

第4条（登録）

スタッフとしての登録を希望する場合は、当協会が指定する方法にて、住所、氏名等の必要事項を当協会に申し込むものとする。

- 2 インストラクターまたはディレクターとしての登録を申し込む際は、事前に必ず当協会の会員とならなければならない。

第5条（登録変更）

スタッフは、自己の登録内容に変更が生じた場合は、当協会が指定する方法にて、速やかに変更内容を当協会に連絡しなければならない。

第6条（登録の拒否）

登録申込者が次の各号に該当すると当協会が判断したときは、その登録を拒否することがある。

- (1) 登録内容に虚偽の事項があったとき
- (2) 登録申込者がかつて除名された者であるとき
- (3) スタッフとして求められている活動を十分に行えない可能性があるとき

第7条（登録抹消）

- 1 スタッフが次の各号の一に該当するに至ったときは、当協会は、その登録を抹消する。
 - (1) 当協会が指定する方法にて、スタッフが登録抹消の希望を提出したとき
 - (2) スタッフが死亡、失踪宣告を受けたとき
 - (3) スタッフが当協会を退会したとき
 - (4) スタッフが登録内容の変更を当協会が指定する方法で行わず、合理的手段をもってしても連絡が取れないとき
- 2 スタッフが次の各号の一に該当するに至ったときは、当協会は、理事会の承認を得て、登録を抹消する。
 - (1) 当協会が定める規約を遵守せず、当協会の円滑な運営に協力しないとき
 - (2) 当協会の名誉を傷つける行為をしたとき
 - (3) 当協会の目的に反する行為をしたとき

- (4) 当協会の許可なく、活動時に自己のために営業行為をしたとき
- (5) 当協会が提供した情報、著作物を当協会の活動以外の目的で利用したとき
- (6) 当協会が提供した情報から、当協会の活動に直接必要がない個人情報入手し、これを自己のために保有または利用したとき
- (8) 当協会の活動を遂行する過程で知った当協会の財務・会計・運営・受講者・スタッフ等に関する情報を、当該情報について知らない第三者に漏洩または開示したとき
- (9) スタッフ、受講者、役員、事務局員、その他当協会の活動に参加した者または参加することが予想される者に対し、次の各号に掲げる行為をしたとき

不必要な身体への接触

容姿および身体上の特徴，性的な事柄に関する不必要な発言・質問

プライバシーの侵害

噂の流布

交際・性的関係の要求

わいせつ図画の閲覧、配布、掲示

自己の要求を受け入れない他のスタッフ及び受講者等に対して、活動上の不利益を与える行為

不必要な言動により、相手の意欲を低下せしめ、または能力の発揮を阻害する行為

つきまとい行為，相手の承諾を得ない電話・手紙・メールでの連絡行為または自宅・勤務先などの訪問行為

その他、相手に不快感を与える一切の言動

第8条（規約の変更）

- 1 本規約の変更は、理事会の承認を得るものとする。
- 2 本規約の変更は、理事会の承認の後、スタッフに対する開示がなされたときからその効力を生じるものとする。

附則

- 1 この規約は、2008年12月1日から施行する。